

要請書

令和6年8月28日

沖縄ツーリズム産業団体協議会

令和6年8月28日

沖縄県知事
玉城 康裕 様

沖縄ツーリズム産業団体協議会
会長 下地 芳郎

宿泊税制度の導入について（要請書）

当協議会は宿泊税の導入に関して、沖縄観光が目指すべき将来像を達成するために必要な財源として本税を位置づけ、観光客、県民、観光事業者のそれぞれの満足度を高め、持続可能な観光地づくりを推進していくための観光目的税とすべく要請を行うものである。

令和6年8月15日に沖縄ツーリズム産業団体協議会正副会議を開催し、併せて、会員に意見照会を行い、観光業界としての方向性についてとりまとめた。

については、沖縄県が導入を計画している宿泊税の検討に当たっては下記の点に留意し、観光業界と一体となった真に沖縄観光の発展に寄与する制度となるよう取り組んで頂きたい。

1. 税導入の目的について

沖縄が世界から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目的として、安全・安心で質の高い沖縄観光の実現による観光客の満足度の向上、文化芸術の継承と発展、観光産業の成長・変革につながる施策などに要する経費に充てること

また、県民の観光への理解促進、沖縄の自然環境や地域環境の保全など、県民生活と調和した持続可能な観光を実現するための施策に要する費用に充てること

2. 税率について

税率については、税負担の公平性の観点から、人泊数及び観光消費額を重視する観光政策の観点から、定率とすること

率については、宿泊料金1人1泊又は1部屋、1棟につき3%を求め

3. 課税免除対象について

(1) 以下の対象者を除いて、課税免除は設けないこと

- ① 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）及びこれに準ずる海外の学校の児童生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行に参加しているもの
- ② 前項に規定する当該学校が主催する修学旅行及び教育活動の引率者
- ③ 原則として、沖縄県内に住民票をもつもの

(2) 上記免税対象者を確認するために必要な環境を整備すること

4. 基金の設置及び用途について

(1) 基金の設置について

徴収した宿泊税の運用にあたっては、社会環境の変化の影響を受けやすい観光産業の性質から、迅速かつ柔軟な財源運用を可能とする「新たな基金」の設置を行うこと

(2) 用途について

用途事業については、導入の趣旨を踏まえ、以下に充てること

- ① 県民・観光客双方にとって安全・安心な満足度の高い受入環境の整備・充実
- ② 県民理解の促進と調和による持続可能な観光地づくり
- ③ 魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり
- ④ 観光危機への対応

5. 所要額調査について

宿泊税を活用して実施する事業に係る所要額調査を、沖縄県内自治体・観光業界及び県民等を対象として実施すること

6. 報償金とシステム導入への対応について

報償金は徴収した金額の2.5%（導入から5年間は3.0%）とすること加えて、システム導入費用の支援（補助）を行うこと

7. 宿泊税の運用体制について

(1) 沖縄観光振興戦略検討会議（仮称）の設置

沖縄県は、関係省庁、地域（行政・観光協会・DMO）、観光業界及び観光関連団体をつなぐ役割を有する広域連携DMOである一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（OCVB）を事務局とする「沖縄観光振興戦略検討会議（仮称）」を設置し、同会議の提案を施策に反映させること

(2) 宿泊税検証委員会（仮称）の設置

沖縄県は、事業の効果検証等を行うことを目的とした「宿泊税検証委員会（仮称）」を設置すること

(3) 広域連携 DMO（OCVB）の役割と財源の充当

広域連携 DMO には地域の主体・司令塔となり観光振興を遂行する役割があることから、県と OCVB の役割を整理したうえで、観光業界及び地域観光協会等幅広い利害関係者と連携し、観光振興を行うための財源を広域連携 DMO である OCVB へ充当すること

以上